

各 位

会社名 株式会社フジ・メディア・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 清水 賢治
(コード番号 4676 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員 皆川 知行
(TEL. 03-3570-8000)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年1月18日（日）から3ヶ月以内に開催する可能性のある臨時株主総会（以下「本株主意思確認総会」といいます。）の招集のための基準日設定について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

現時点で本株主意思確認総会の開催は決議されておりませんが、仮に本株主意思確認総会を開催することになった場合に円滑に本株主意思確認総会を開催するために、先立って基準日を設定するものであります。本株主意思確認総会を開催することになった場合には、別途お知らせいたします。

なお、当社は、2025年7月10日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、2025年7月27日（日）から3ヶ月以内に開催する可能性のある臨時株主総会の招集のために2025年7月27日（日）を基準日（以下「旧基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、当該株主総会において議決権を行使することができる株主とすることを取締役会で決議しておりましたが、2025年7月27日（日）から3ヶ月以内に臨時株主総会が開催されなかつたため、旧基準日は効力を失っております。

記

1. 本株主意思確認総会に係る基準日等について

当社は、本株主意思確認総会を開催することになった場合に備え、本株主意思確認総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年1月18日（日）（当日は休日につき、実質的には2026年1月16日（金））を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本株主意思確認総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 : 2026年1月18日（日）
- (2) 公告日 : 2025年12月23日（火）
- (3) 公告方法 : 産業経済新聞に掲載いたします。

2. 本株主意思確認総会の開催及び付議議案等について

当社は、2025年7月10日付「株式会社レノラによる当社株式を対象とする大規模買付行為等が行われる具体的な懸念があることに基づく当社の会社支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為等への対応方針の導入に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、①株式会社レノ（以下「レノ」といいます。）、野村紘氏、株式会社エスグラントコーポレーション（以下「エスグラント」といいます。）、及び株式会社シティインデックスファースト（レノ、野村紘氏及びエスグラントと併せて以下「レノラ」と総称します。）による当社株式を対象とする大規模買付行為等及び②レノラによる当社株式を対象とする大規模買付行為等が行われる具体的な懸念がある状況下において企図されるに至ることがあり得る他の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入しております。

当社は、2025年12月15日付「当社株式の大規模買付行為等に係る大規模買付行為等趣旨説明書の受領に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、野村紘氏より、当社株式の大規模買付行為等

に係る「大規模買付行為等趣旨説明書」を受領いたしました。当社は、本対応方針上、大規模買付者による大規模買付行為等に係る評価・検討の結果、仮に、当社取締役会において大規模買付行為等がなされることに反対であり、これに対して対抗措置を発動すべきであると考える場合には、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守する限り、対抗措置の発動に関する議案に対する賛否を求める形式により、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認するべく、本株主意思確認総会を開催することとしておりますところ、当社取締役会は、現在、本対応方針に則り、野村絢氏による大規模買付行為等がなされることの是非を評価・検討しております。また、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守せずに大規模買付行為等を実行しようとする場合においても、対抗措置の発動にあたっては、株主の皆様の意思をできる限り尊重するべく、当社取締役会の判断により、本株主意思確認総会を開催することがあります。

当社は、野村絢氏による大規模買付行為等に係る今後の評価・検討の結果、仮に、当社取締役会が大規模買付行為等に反対の立場をとり、これに対して本対応方針に基づく対抗措置を発動すべきであると考える場合に、対抗措置の発動に関する議案に対する賛否を求める形式により、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認するため、又はその他の理由により、本株主意思確認総会を開催することとなつた場合に備え、本日、当社取締役会において、その招集のための基準日の設定について決議いたしました。

なお、当社は、本株主意思確認総会を招集することとなつた場合には、その開催日及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきまして、決定次第お知らせいたします。

以上